

久留米市障害者基幹相談支援センター運營業務委託に関する質問書への回答

平成 28 年 4 月 22 日

久留米市健康福祉部障害者福祉課

		質問事項	回答
1	仕様書	・仕様書 7 「設置場所等」の（1）に『休日、時間外についても、24 時間連絡がとれる体制を確保する。』とあるが、全ての受付を基幹相談支援センター職員のみで行う必要があるのか。例えば休日・時間外は法人の別の職員において受付を行い、緊急的に対応すべき事案について、基幹相談支援センターの職員に連絡をとるといった方法をとることは可能か。	事案の確実な引継ぎ及び個人情報保護の方策を講じた上であれば、法人の別の職員において受付を行うことは可能です。